

クライアントアラート 2026年2月24日

仲裁廷による訴訟差止命令の実効性確保：イングランド裁判所発令の履行命令に基づく、新たな救済手段

矢倉信介 | 齊藤理木

イングランド裁判所にとって初めての事例とみられるものとして、控訴院は今年、**LLC Eurochem North-West-2 v Tecnimont SpA and MT Russia LLC [2026] EWCA Civ 5**（以下、「NW2 v Tecnimont」といいます。）において、1996年仲裁法（以下、「仲裁法」といいます。）第42条に基づく裁判所命令を、仲裁廷が訴訟差止命令（**Anti-Suit Relief**）救済のために発した履行命令（**Peremptory Orders**）を支援する目的で維持しました。履行命令とは、当事者が同一内容の先行命令に従わなかった場合に、履行期限を定めて仲裁廷が発する最終命令をいいます。

NW2 v Tecnimont 判決は、（十分に活用されてこなかったともいえる）仲裁法第42条を用い、仲裁地がイングランドである仲裁廷の履行命令を執行して、基礎となる仲裁合意に反して提起された外国裁判所手続の継続を差し止める救済を実現するという、新たな活用方法を示しています。この代替的なルートにより訴訟差止命令を得られることは、必要に応じて裁判所の強制力を伴う権限をいかに活用すべきかといった、戦略上の判断にも影響を及ぼします。また、本判決は、仲裁廷の命令を実効化するために仲裁法第42条の下で利用可能な手段を、改めて想起させるものでもあります。

本件は、ロンドンを仲裁地とする国際仲裁を利用するしないはその検討をする日本企業にとって、仲裁廷の命令を妨害し得る外国訴訟を排除し、紛争解決戦略の予測可能性と実効性を高める重要な新たな選択肢を示すものであり、注目に値します。

ロシアールゴヴォイ法に対抗する訴訟差止命令（**Ant-Suit-Relief**）

NW2 v Tecnimont における控訴院判断は、ロシア当事者が関与する事案で訴訟差止命令を認める近時のイングランド裁判所による判断の蓄積の文脈で位置付けられます¹。とりわけ、ロシアでは、2020年にロシアの仲裁裁判手続法典が改正され、制裁対象者が関与する紛争又は制裁に起因する紛争について、ロシアの仲裁裁判所に専属管轄が付与されました²。さらに、ロシアの仲裁裁判所が専属管轄に属すると判断した外国仲裁手続を差し止めるための差止命令を発する権限も付与されました³。これらの立法変更は、一般に「**ルゴヴォイ法**」と呼ばれ、その後のロシア最高裁の判断と相まって、ロシア当事者が、ロンドンを仲裁地とする仲裁を含む外国手続を妨害する目的でロシア裁判所を利用する動きを促してきました。

これに対し、申立人側は、仲裁合意（並びにその他の紛争解決手段選択合意）に反して提起されたロシア裁判所手続を差し止めるべく、イングランド裁判所に申立てを行ってきました。申立人は通常、1981年上級裁判所法第37条に基づく確立されたルートを用いており、同条は、イングランド裁判所が「命令により（中間的であるか終局的であるかを問わない）、裁判所が正当かつ適切であると認める場合に差止命令を付与することができる」旨を定めています。これにより、裁判所は、有効な仲裁合意を実効化するため、当該合意に

¹ **Deutsche Bank AG v RusChemAlliance LLC [2023] EWCA Civ 1144** 及び **UniCredit Bank GmbH v RusChemAlliance LLC [2024] UKSC 30** をご参照ください。

² ロシア仲裁裁判手続法典第248.1条

³ ロシア仲裁裁判手続法典第248.2条

反して開始又は継続された外国手続の開始・継続を差し止める命令を発することで、仲裁手続に介入することが可能となります⁴。

NW2 v Tecnimont における控訴院判断は、仲裁廷自体が訴訟差止命令の遵守を確保するために発した履行命令を、仲裁法第 42 条に基づくイングランド裁判所命令により執行することで、同様の救済を得る別の手段を示しました。

履行命令 (Peremptory Orders)

ロンドンを仲裁地とする仲裁廷は、仲裁の「適正かつ迅速な遂行」に必要となり得る命令を発するため、仲裁法第 40 条に基づき広範な権限を有します。仲裁法第 41 条第 5 項により、(当事者の合意により当該権限が排除されていない限り) 仲裁廷は、遵守を強制するための履行命令を発することができます。仲裁法はこの履行命令を、当事者が同一内容の先行命令に従わなかった場合に履行期限を定めて仲裁廷が発する命令と定義しています。履行命令は通常、当事者に対する最終的な履行警告として付され、これに従わない場合、仲裁法第 41 条第 6 項及び第 7 項により、仲裁廷は、例えば、費用担保の不提供を理由として請求を却下する、状況に照らして相当な範囲で不履行から不利な推認を行う又は提出された資料に基づいて仲裁判断を行うなど、一定の制裁的命令を行うことができます。

もともと、履行命令違反に対する仲裁廷の執行手段は限定的です。そこで仲裁法は、当事者がイングランド裁判所に申立てを行い、当該履行命令に効力を与えるとともに、非協力的な相手方に対して裁判所の強制力を伴う権限を活用できるようにしています。

具体的には、以下を条件として、当事者は仲裁法第 42 条に基づき、履行命令の遵守を命じる裁判所命令を求めることができます。

1. 仲裁廷命令に従わないことに関して利用可能な仲裁手続を申立人が尽くしていること、かつ
2. 履行命令の名宛人が、命令で定められた期限内にこれに従わなかったこと

仲裁廷と異なり、裁判所は、命令違反を法廷侮辱として扱い得ることを示すことで命令に「実効性」を持たせ、違反当事者に対して拘禁や財産差押えといった制裁に直面させることができます。

仲裁法第 42 条は、手続命令の遵守⁵や費用⁶に関する仲裁廷の履行命令の執行に用いられた例はあるものの、第 42 条の活用に関する判例の蓄積は限定的です。さらに、NW2 v Tecnimont 以前には、仲裁合意に反して提起された外国裁判所手続を差し止めるために仲裁廷が発した履行命令を、仲裁法第 42 条により執行した事例は確認されていませんでした。

NW2 v Tecnimont

事案の背景

Tecnimont SpA (以下「Tecnimont」といいます。) は、2020 年 6 月に、LLC Eurochem North-West-2 (以下「NW2」といいます。) から、尿素及びアンモニア肥料プラントの建設業務を受託していました⁷。しかし、2022 年 5 月、Tecnimont は、NW2 が制裁対象者により所有・支配されるロシア法人であることを理由として (NW2 はこの点を争いました。)、EU の経済制裁レジームに従うべく、各契約を停止しました。さらに、2022 年 8 月、Tecnimont は、各契約における仲裁条項に基づき、NW2 を相手方として仲裁を申立てました。

NW2 は当初、ロンドンを仲裁地とする ICC 仲裁に参加していましたが、2025 年 8 月から 10 月にかけて、Tecnimont に対してロシア裁判所で複数の訴えを提起し、加えて Tecnimont が仲裁を継続できないようにするためロシア裁判所で手続を進めました。これに対し仲裁廷は、その以前にロシア手続を差し止めるために発

⁴ AES Ust-Kamenogorsk Hydropower Plant LLP v Ust-Kamenogorsk Hydropower Plant JSC [2013] UKSC 35

⁵ RQP v ZYX [2022] EWHC 2949 [24]、Emmott v Michael Wilson & Partners Ltd (No 2) [2009] EWHC 1 (Comm) [1] [18] [80] をご参照ください。

⁶ S3D Interactive, Inc v Oovee [2022] EWCA Civ 1665 [14-15] をご参照ください。

⁷ LLC Eurochem North-West-2 v Tecnimont SpA and MT Russia LLC [2026] EWCA Civ 5 (NW2 v Tecnimont) [6]

していた命令の遵守を確保する目的で、NW2 に対して履行命令を発しました⁸が、NW2 は当該仲裁廷の命令に従いませんでした。

このような状況の下、Tecnimont は、仲裁廷の許可を得た上で⁹、仲裁法第 42 条に基づき、仲裁廷が付与した訴訟差止命令に関する履行命令の遵守を NW2 に確保させるため、イングランド裁判所に申立てを行いました。

第一審では、高等法院 (Butcher 判事) が、Tecnimont の求める内容で救済を認めました¹⁰。Butcher 判事は、概要として次のとおり理由付けています。

- 仲裁廷は、仲裁法第 41 条第 5 項に基づき、訴訟差止命令に関して履行命令を発する管轄及び権限を有しており、当該権限は、仲裁の適正かつ迅速な遂行のために必要な作為を当事者が行わなかったことに関連する命令に限定されない。
- いずれにせよ、訴訟差止命令への遵守は、仲裁法第 40 条第 2 項にいう仲裁の適正かつ迅速な遂行に必要なものとして取り扱われる。
- 訴訟差止命令を得る手段は上級裁判所法第 37 条に限られず、Tecnimont は仲裁法第 42 条に基づき、仲裁廷命令に従うという積極的義務を実効化するため裁判所の支援を求めることができる。
- Teare 判事が、Emmott v Michael Wilson & Partners Ltd (No 2) [2009] EWHC 1 (Comm) において示した、仲裁法第 42 条に基づく裁判所裁量の行使に関する指針を踏まえ、履行命令を執行して仲裁を支援することを妨げる裁量上の事情は存在しない¹¹。

NW2 は、(i) 非契約上のフォーラムにおいて並行手続が追行されることを防ぐためのいわゆる「並行手続差止救済」と、(ii) 既存の仲裁手続の追行を差し止め又は妨げる目的で非契約上のフォーラムにおける手続を防ぐための「反仲裁救済」という、仲裁廷命令に含まれる 2 種類の訴訟差止命令は、仲裁法第 42 条により執行し得る履行命令の範囲外であるとして、高等法院の判断を不服として控訴しました。

控訴院の判断

控訴院 (Popplewell, Philipps 及び May 各判事) は、NW2 の控訴を全会一致で棄却し、Butcher 判事の理由付けを支持するとともに、ロンドンを仲裁地とする仲裁廷は、訴訟差止命令に関して履行命令を発する権限を有しており、また、イングランド裁判所は、仲裁法第 42 条に基づいて当該履行命令を執行できることを確認しました。

控訴院判断のうち、特に注目すべき点は以下のとおりです。

- 第一に、控訴院は、仲裁法第 41 条第 5 項に基づく仲裁廷の履行命令発令権限は、いかなる意味でも限定・制約されておらず、仲裁の適正かつ迅速な遂行に必要なかを問わず、仲裁廷の命令又は指示に従わない場合には履行命令を発することができる、と判示しました¹²。
- 第二に、控訴院は、(履行命令ではない) 訴訟差止命令への遵守は、「仲裁の適正かつ迅速な遂行に必要な事項」の範囲に含まれるとしました。その理由として、(i) 仲裁法第 40 条第 2 項(a)が明示しており、権限の範囲内で仲裁廷が発するあらゆる命令への遵守は、仲裁の適正かつ迅速な遂行に必要であること、(ii) いずれにせよ、本件で付与された種類の訴訟差止命令は、仲裁の適正かつ迅速な遂行に必要となり得ること (特に反仲裁手続に対する救済については、明らかにそうであること)、を挙げました。¹³

⁸ NW2 v Tecnimont [10-19]

⁹ NW2 v Tecnimont [21-23]

¹⁰ Tecnimont SpA v LLC Eurochem North-West-2 [2025] EWHC 3151 (Comm) [24] (Tecnimont v NW2)

¹¹ Tecnimont v NW2 [35]-[37]

¹² NW2 v Tecnimont [47]

¹³ NW2 v Tecnimont [53-58]

- 第三に、控訴院は、仲裁法第 42 条に基づき、訴訟差止命令に関する仲裁廷の履行命令に従うべき積極的義務を実効化するための、明確な法定権限が裁判所に付与されていることを確認しました¹⁴。

結論として控訴院は、仲裁手続の適正な遂行の観点から、「当事者が、仲裁廷から自らに対して発せられた命令を単に無視してよいということには、明らかに合理性がない」との確固たる見解を示しました¹⁵。

終わりに

W2 v Tecnimont における控訴院判断は、仲裁法第 42 条の下で利用可能な（十分に活用されてこなかったともいえる）手続上の手段が、イングランドにおける係属中の仲裁手続を支援する上で有用であることを改めて示す判断です。また、本判断は、イングランド裁判所から訴訟差止命令を得るための代替的な手段にも道を開くものです。

今後は、当事者が訴訟差止命令を、第一段階としてイングランド裁判所に直接求めるのか、それともまず当該仲裁廷に求めるのかについて、NW2 v Tecnimont の判断が戦略に影響を与えることになります。

どのルートを採用するかは、係属中の仲裁において訴訟差止命令を得られる可能性と、従来の上級裁判所法第 37 条に基づいてイングランド裁判所に申立てる場合との比較など、複数の要素を検討する必要があります。この点、控訴院判断は、仲裁法第 42 条に基づく申立てを審理する局面では、イングランド裁判所が裁量を行使したり、仲裁廷が既に発している差止命令の実体判断を再度検討したりする余地が限定的であることを確認しています。したがって、同条は、当事者に対し、まず仲裁廷から訴訟差止命令を得て、その後に裁判所による執行を求めるという選択肢を与えるものであり、序盤より裁判所に介入を求めて説得しなければならない（そもそも裁判所が必ずしも積極的に介入したがるとは限らない）ものではありません。

（本稿は、弊所のエドワード・アテンボロ、レイチェル・チウ、アレクサンダー・シソエフ及びジェシカ・マクドナルド（ロンドンオフィスの国際仲裁チーム所属の研修弁護士）が執筆した同内容のクライアントアラートを和訳の上調整しております（原文はこちら：[Anti-suit kit bag: Peremptory orders provide newly tested means of obtaining relief from English courts | White & Case LLP](#)）。

ホワイト&ケース法律事務所
ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所
（外国法共同事業）

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 1-8-3

丸の内トラストタワー本館 26 階

T +81 3 6384 3300

本稿において、ホワイト&ケースとは、ニューヨーク州で登録されたリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップである White & Case LLP、英国法に基づくリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップである White & Case LLP その他の関連パートナーシップ、会社及び団体からなる国際的な法律事務所を意味します。

本稿は、当事務所のクライアントまたはその他の関係者を対象に一般的な情報を提供するために作成されたものであり、本稿の性質上、包括的な助言を提供するものではなく、またそれを意図したものではありません。本稿は、一般的な内容を述べたものであって、法的助言を提供するものではありません。

© 2026 White & Case LLP

¹⁴ NW2 v Tecnimont [38]、Tecnimont v NW2 [59-61]、Emmott v Michael Wilson & Partners Ltd (No 2) [2009] EWHC 1 (Comm) [62]

¹⁵ NW2 v Tecnimont [53]